

Japan  
Association for  
Simplification of International  
Trade  
PROcedures

# J A S T P R O

一般財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会  
(2020年7月改訂)

## 1. 協会の目的

本協会は、国際貿易の発展に対応し、我が国における貿易関係手続の簡易化を図り、もって貿易関係業務の効率化に資することを目的とし、次の事業を行っています。

- 貿易関係手続の簡易化に係る国際機関等との連携及び協力
- 貿易関係手続の簡易化に関する調査及び研究
- 貿易関係手続の簡易化に関する啓蒙普及
- 我が国政府が推進する貿易関係手続の簡易化に関する政策立案及びその実施への協力

## 2. 事業方針と主な事業

### (1) 事業方針

当協会は、1974年（昭和49年）の創立以来、国連CEFACT<sup>1</sup>（貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター）の我が国唯一の窓口として、国連CEFACTが推進する電子商取引のための国際標準化活動に積極的に参画し、国連の場で合意された国際標準や諸勧告の普及等に努めるとともに、AFAC<sup>2</sup>（貿易円滑化と電子ビジネスのためのアジア太平洋協議会）などアジア地域における貿易関係手続に関する国際標準化活動への参画、諸外国における電子化の進展状況、あるいは我が国をはじめとする世界各国の貿易取引を巡る新たな制度等に係る調査研究活動を行い、その成果をセミナー等の場で紹介するなど、国内関係業界等における事業展開の一助となるよう努めています。

加えて、当協会が保守管理を行っている「日本輸出入者標準コード<sup>3</sup>」についても、利用者等の要請を踏まえながら一層の利便性の向上を図るべく努めております。

当協会は、2013年（平成25年）4月1日に一般財団法人に移行しましたが、従来の事業活動を継続するとともに、より幅広い分野において、また、より効果的かつ効果的な事業を展開しております。

### (2) 主な事業

#### イ 広報普及等事業

##### ① 広報普及事業

国連CEFACTが推進する貿易関係手続の電子化及び電子商取引のための国際標準化の動向、各種勧告、我が国及び諸外国の関係法令、手続き、

<sup>1</sup> 国連CEFACT：国連ECE/WP.4（貿易手続簡素化作業部会）が1997年3月に発展的に改組されたもので、現在の正式名称は、The Center for Trade Facilitation and Electronic Business（貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター）という。改組当初は、『行政、商業、運輸に関する手続及び実務簡素化センター』と呼んでいたが2000年3月に略号のUN/CEFACTはそのまま、その名称のみが変更されている。

<sup>2</sup> AFAC:Asia Pacific Council for Trade Facilitation and Electronic Business（貿易円滑化と電子ビジネスのためのアジア太平洋協議会）。従来の「アジアEDIFACTボード（ASEB）」が、1999年9月の第17回ソウル会議において発展的に改組され、AFACの略称はそのままに太平洋地域を加え、非政府組織として活動している。

<sup>3</sup> 日本船主協会が、昭和43年にコンテナ化に対応するため開発した輸出入者符号表（いわゆる「船協コード」が前身。1983年（昭和58年）から（財）日本貿易関係手続簡易化協会が保守・管理を行っている

政策等の情報を収集し、当協会が発行する広報誌（月刊 JASTPRO）、ホームページに編集・掲載するとともに、賛助会員はじめ関係団体・機関、企業等に幅広く配布しています。

《最近の JASTPRO ウェブサイト上での情報発信実績》

- ・ 八丁堀梁山泊：内外の原産地規則の解釈・実務に関連する内容を読み物風のエッセイとして 2016 年 11 月から連載中
- ・ JASTPRO 調査研究－非特惠原産地規則：日米欧の非特惠原産地規則に係る 2020 年度調査研究の内容をサマリーとして 2020 年 4 月から連載中
- ・ 検証 WTO 非特惠原産地規則調和作業：WTO 原産地規則協定に基づく調和作業を実証的に検証し、2016 年 12 月から 2020 年 4 月まで連載
- ・ マニラ南溟原産地便り：UNCTAD 等で一般特惠制度（GSP）の普及に長く関与した氏家輝雄氏の体験記を 2016 年 11 月から 2019 年 3 月まで連載
- ・ 翻訳論文・JASTPRO 主催セミナーでの配布資料等を公開

併せて、当協会が主催するセミナー等のほか、関係団体が主催するセミナー、各種研修会等に講師を派遣するなど貿易関係手続の簡素化・電子化に関する啓蒙普及活動を行っています。

《最近の JASTPRO 主催のセミナー実績》

2015 年 2 月

- ・ アジア各国とのビジネスインフラ共有に向けて
- ・ 日本型通関システムの海外展開について
- ・ 我が国港湾 EDI システムの ASEAN 諸国等への展開について

2016 年 2 月

- ・ アフリカにおける関係機関（外務省）及び関連団体（JICA）の取り組み等
- ・ アフリカにおける貿易取引等の電子化に関する調査の概要等
- ・ AACE<sup>4</sup>およびアフリカにおける経済共同体の概要等

2018 年 2 月

- ・ メガ EPA の動向 － TPP11 と日 EU・EPA

2018 年 7 月

- ・ EU 貿易救済法制実務及び BREXIT が我が国の輸出・投資に与える影響について

2018 年 9 月<sup>5</sup>

- ・ メガ FTA（TPP11、日 EU）の発効を見据えたグローバル通商戦略とは～原産地証明の自己申告制度への備えと対応のポイント～

2019 年 2 月<sup>6</sup>

---

<sup>4</sup> AACE: African Alliance for Electronic Commerce

<sup>5</sup> (株)日立ソリューションズとの共催

<sup>6</sup> 駐日欧州連合代表部との共催

- ・ 自己申告制度への対応～ EU 特惠原産地制度における証明及び確認実務～

2020年2月（東京）<sup>7</sup>

- ・ 日 EU・EPA 発効1周年記念セミナー：日欧における原産地手続  
2020年2月（大阪）<sup>8</sup>

- ・ 日 EU・EPA 発効1周年記念セミナー：日欧における原産地手続

## ② 制度・電子化調査研究事業

貿易取引をはじめとする国際物流の一層のスピード化が進む中で、貿易関係手続の効率化、簡素化及び電子化の重要性が高まっています。これら手続を巡る我が国及び諸外国における諸制度の動向、電子化の進展状況等時宜に応じたテーマを取り上げ、関係機関や関係団体等の協力を得つつ調査研究を行い、その成果を報告書に取りまとめ、当協会賛助会員をはじめとする関係団体・機関、各企業等に幅広く配布するとともに、その概要を当協会の広報誌やホームページに掲載しています。また、我が国政府の政策立案に寄与するとの観点から、必要に応じ意見書、提言等に取りまとめています。

近年における実施事業は次のとおりです。

- ・ 「電子インボイスに係る諸外国での運用状況とその利用促進に関する調査研究」（2014年度）
- ・ 「アフリカにおける貿易取引等の電子化に関する調査」（2015年度）
- ・ 「アフリカにおける貿易取引等の電子化に関する調査」（継続）（2016年度）
- ・ 「中南米カリブ諸国における貿易取引等の電子化に関する調査」（2017年度）
- ・ 「EU 特惠原産地制度における証明及び確認実務に関する調査」（2018年度）
- ・ 「南・南西アジアにおける貿易取引等の電子化 シングルウィンドウに関する調査」（2019年度）
- ・ 「経済連携協定の利活用促進のための調査（原産地手続等）」（2019年度）
- ・ 「日本・米国・欧州連合における非特惠原産地規則」（2020年度予定）

## ③ 国際機関との連携推進事業

当協会は、国連 CEFACT に登録された我が国唯一の窓口として、国連 CEFACT との連携推進はもとより、我が国の貿易相手国としてウエイトが高いアジア太平洋地域における貿易関係手続の簡素化と電子化を促進するため、AFACT 及び国連 ESCAP（国連アジア太平洋経済社会委員会）が開催する APTFF 会議（アジア太平洋地域の貿易手続簡易化と電子化を促進するための会議）などの国際機関とも連携した諸活動に参画しています。

<sup>7</sup> 日本関税協会、日本通関業連合会、駐日欧州連合代表部との共催

<sup>8</sup> 日本関税協会、日本通関業連合会、駐日欧州連合代表部との共催

また、当協会はこれまで国連 CEFACT 日本委員会と協力しつつ、第 15 回国連 CEFACT フォーラム会議(2009 年 9 月 28 日～10 月 2 日、札幌市)を招聘するとともに、2016 年にはホスト国として AFACT 会合を我が国で開催(5 月：中間会議(浜松)、11 月：総会(東京))するなど、これら国際機関の活動に大きく貢献しています。

#### i) 国連 CEFACT 活動への参画

国連 CEFACT は、年 1 回の総会及び年 2 回のフォーラム会議を開催しています。当協会は、それぞれの会合に国連に登録されている専門家等を派遣し、国連 CEFACT が進める国際標準化活動、各種勧告策定作業に参画するとともに、その進捗状況等を把握のうえ、国内の関係機関・団体等に広く情報の提供を行っています。そして、必要に応じて我が国関係業界等の意見を国連 CEFACT の場に反映すべく努めています。なお、2017 年 10 月にローマで開催された第 30 回国連 CEFACT フォーラムにおいて UN/EDIFACT30 周年を記念して、UN/EDIFACT 普及に貢献した世界各国の団体個人が表彰されましたが、日本からは当協会が事務局を務める国連 CEFACT 関係の会議メンバーでもある(一社)日本自動車工業会、個人として遠城秀和氏、鬼頭吉雄氏、及び当協会に対し感謝状が贈られました。

#### ii) AFACT 活動への参画

当協会は、AFACT の創設メンバーとして AFACT の諸活動に積極的に参画し、年 2 回の会議(中間会議、運営委員会・総会)に当協会の職員を派遣しています。なお、2011 年の AFACT 総会においては、当協会のこれまでの活動がメンバー国から評価され、当協会に対し e-ASIA 賞<sup>9</sup>が授与されました。

今後も、AFACT 会議への参加を通じ、当該会議において検討された内容、WG の活動成果等を当協会の広報誌及びホームページに掲載するとともに、当協会賛助会員をはじめ関係団体・機関、企業等に幅広く広報していきます。

#### iii) 国連 CEFACT 日本委員会の活動

国連 CEFACT 日本委員会(JEC<sup>10</sup>)は、我が国において国連 CEFACT が開発する勧告や標準の普及・促進活動を支援するための組織として 1990 年に我が国の関係業界団体、企業等により設立されました。本委員会は、総会(年 1 回)及び運営委員会(年 2 回程度)を開催し、国連 CEFACT 総会における議案の審議、及び国連 CEFACT が進める

<sup>9</sup> AFACT はアジア域内の貿易円滑化と電子ビジネス振興を目的に、域内における活動を評価しその功績をもとに奇数年に e-Asia 賞を授与している。

<sup>10</sup> JEC(UN/CEFACT Japan Committee) : 2007年6月25日開催の EDIFACT 日本委員会(JEC)総会において、JEC の略称はそのままし、フルネームを国連 CEFACT 日本委員会に改称するとともに規約の一部改正を行い現在に至っている。

国際標準化に向けたプロジェクトや各種勧告に関する我が国関係業界の意見の集約等を行うべく活動を展開してきています。

当協会は、本委員会の事務局として、今後とも本委員会の活動を継承し、時宜に応じた適切な対応を行っていきます。

また、本委員会の下に「国連 CEFACT 標準促進委員会」、「サプライチェーン情報基盤研究会」及び「国連 CEFACT 観光部会」が設置されており、これらの活動を支援していきます。

#### ロ 日本輸出入者標準コード事業

日本輸出入者標準コード（以下、「コード」という。）は、我が国において輸出入業務を行う当事者を特定する最も基本的なコードであり、NACCS の利用者（税関、通関業者、船会社、航空会社、倉庫業者、運送業者、銀行等）は、このコードを入力することにより、貿易業者名等を識別のうえ、税関に対する輸出入申告のみならず、貨物管理、関税等の口座振替、各種帳票類の作成等の処理が効率的に行われ、通関手続きの簡素化はもとより、国際物流の迅速化が図られます。

当協会は、当該コードの発給及びその保守管理を行っていますが、今後とも適切な維持・管理と更なる利便性の向上に努めていくこととしております。詳しくは、当協会ホームページをご参照ください。

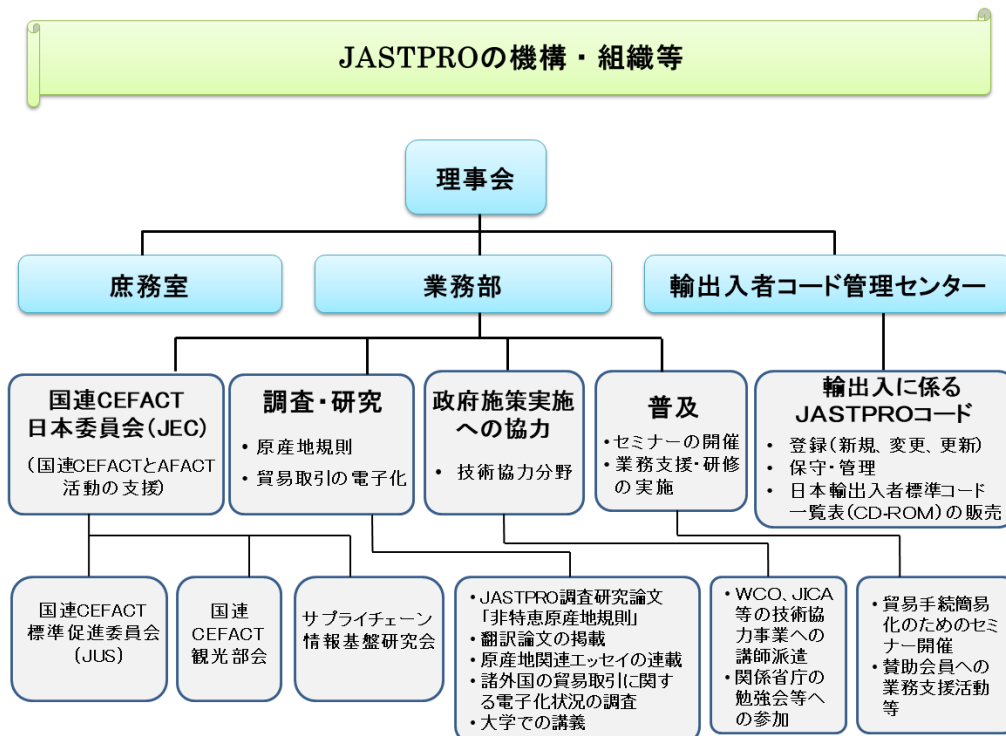
なお、財務省・関税局は、2017 年（平成 29 年）10 月の NACCS 第 6 次更改に併せ、それ以降の税関長に提出する輸出入申告等においては、国税庁が通知する「法人番号」に一本化する旨公表しましたが、第 6 次更改以降についても、NACCS センターと連携を図りつつ、法人番号を補完するコードとして JASTPRO コードの運用が継続されることとなりました。

#### ハ その他の事業

賛助会員への業務支援サービスとして、EPA の利活用、原産地規則の適用、原産地証明・確認手続等について、ご要望に応じて、相談・助言、企業内セミナーへの講師派遣を行っています。

また、有料になりますが、賛助会員以外の方にも、企業向け原産地規則・手続等に関するセミナーに講師を派遣しています。

### 3. 機構と組織図 (2020年7月現在)



## 【ご参考】国連CEFACT

### 1. 国連CEFACTとは

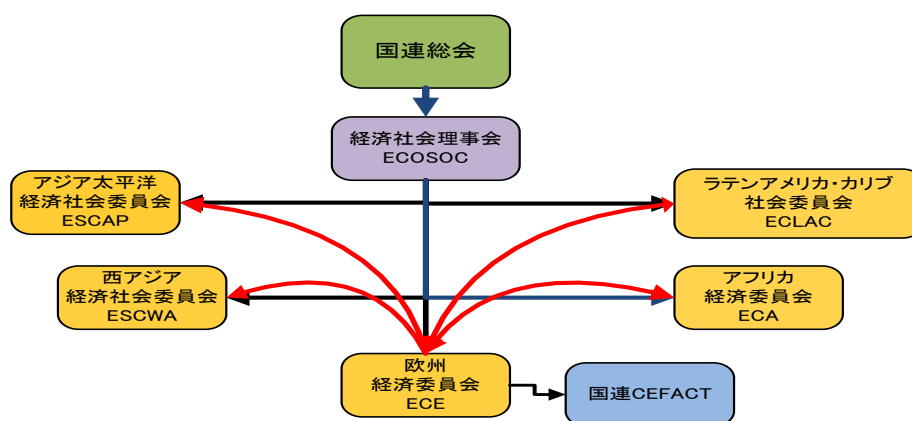
国連CEFACTとは、United Nations Centre for Trade Facilitation and Electronic Businessの略称で、我が国では「貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター」と呼んでいます<sup>11</sup>。

この組織は、1997年3月に設置され、1960年代からの国連欧州経済委員会・貿易手続簡素化作業部会（UNECE/WP.4）における貿易手続簡素化活動を引き継いだものです。

欧州地域においては、多言語の問題や貿易が道路・鉄道輸送で行われることも多いことなどを背景として、早い時期から貿易手続の簡素化、標準化や電子化等についての活動が活発であり、欧州経済委員会（ECE）の中でこうした組織を設置して、検討を進めてきています。

我が国も、世界有数の貿易国として、こうした動きに対して、重大な関心を持ち、欧州経済委員会における前記の作業部会の段階から、継続してこの活動に参画してきています（我が国は、国連の地域経済委員会としては、アジア太平洋経済社会委員会（UNESCAP、本部：タイ・バンコック）に属していますが、欧州経済委員会の域外メンバーとして、正規メンバーと同様な立場で同委員会に参画しています。）。

国連CEFACTは、国連経済社会理事会の5つの地域経済委員会の一つであり、欧州経済委員会（ECE）の下部機関です。



<sup>11</sup> 国連CEFACTは、国連ECE/WP.4（貿易手続簡素化作業部会）が1997年3月に発展的に改組されたもので、改組当初は、『行政、商業、運輸に関する手続及び実務簡素化センター』（Centre for the Facilitation of Procedures and Practices in Administration, Commerce and Transport）と呼ばれていたが、2000年3月、略号のUN/CEFACTはそのまま、その名称のみが変更されている。



国連 CEFACT には、国連加盟国、政府機関、分野別・業界別の機関・組織・団体等からの参加が可能であり、勧告及び国際標準の作成に関し、関係各機関・組織等が積極的な支援を行っています。その支援については、ボランティア・ベースでの参加というユニークな特徴があり、公共機関と民間ビジネス組織・団体との間の協調的關係を形成しています。

本部は、スイス・ジュネーブの国連欧州本部に置かれ、同本部にて開催される年1回の総会と、春と秋の年2回開催される「フォーラム」があります。春のフォーラムは総会前にジュネーブで開催され、秋のフォーラムは各国持ち回りでホストを務め、最近では2017年10月にローマ、2018年10月に秋に杭州、2019年10月～11月にロンドンで開催されています。<sup>12</sup>



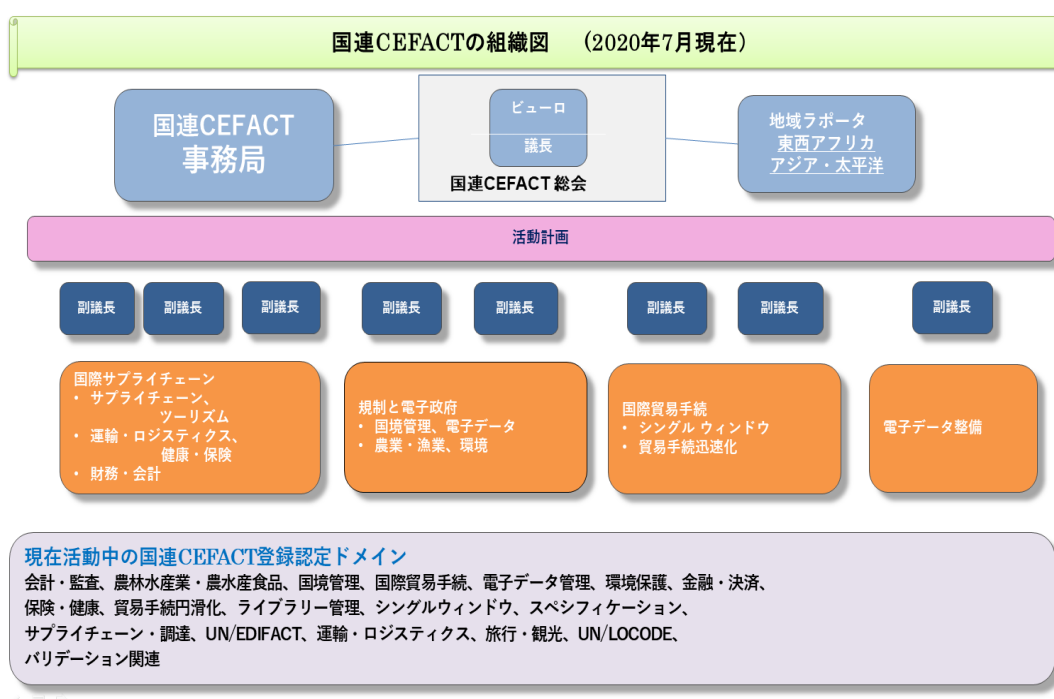
【国連欧州本部（スイス・ジュネーブ）】

## 2. 国連 CEFACT の組織

国連 CEFACT は、2011年7月（第17回国連 CEFACT 総会開催）以降、組織運営の透明性の向上や組織ガバナンスの向上など6項目の目標を掲げ、新たな組織及び運営体制のもとで、その目標達成に向けた具体的な取組みをスタートさせました。

---

<sup>12</sup> 2009年9月には、国連CEFACT日本委員会（JEC）との共催で、札幌において第15回国連CEFACTフォーラムを開催しました。



当協会が事務局を務める Japan Delegation においては、各企画開発分野 (PDA : Program Development Area)、特に「電子データ管理」「ライブラリー管理」、「UN/EDIFACT」、「運輸ロジスティクス」、「旅行・観光」、「UN/LOCODE」、「バリデーション関連」などの活動に専門家を派遣し、各国の専門家とも協調しつつ国連 CEFACCT の活動をサポートするとともに、各企画開発分野において現に進行しているプロジェクトの概要等に関する情報を要約し、これを国連 CEFACCT 日本委員会の場合において、また当協会の広報誌等を活用して関係機関、関係団体及び関係企業等への情報提供に努めています。

### 3. 国連 CEFACCT が ECE の名前で発出した勧告

これまで発行された勧告の原文ならびに和訳は当 JASTPRO の Website に掲載しておりますのでご活用ください。

[http://www.jastpro.org/un/cefact\\_transport.html](http://www.jastpro.org/un/cefact_transport.html)

以上